

一									
(五)	(四)						(三)	(一)	
イ	で	は	量	任	脱	の	登	エ	ウ
	あ	な	で	で	す	管	山		
イ	る	ら	命	判	る	理	の	A	ア
	。	な	を	断	以	か	自		
(六)	い	管	理	し	上	ら	由	(二)	B
イ	い	苦	理	、	、	自	と	C	才
	い	し	し	自	自	主	は		
イ	も	い	な	分	分	的	、	D	才
	の	け	の	の	の	に	社		
イ	の	れ	裁	責	離	会		E	才
	70	60							
	※一								

二	
(二)	(一)
③	①
エ	きん
	こう
	②
	率
	いて
	※二
	1点×3

三		
(五)	(三)	(一)
ウ	ウ	イ
	(四)	(二)
	往復運動	ア
	※三	
	2点×2	1点×3

四		
(三)	(一)	
ア	イ	
(四)	(二)	
エ	ウ	
	※四	
	1点×4	

受検番号
第
番
得点
※

(注) ※印欄には何も書かないこと。